

介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算実績報告書（平成31年度(令和元年度)）

介護保険事業番号	
事業所等の名称	

※複数事業所をまとめて届け出ている場合は記入不要

宮崎市長 殿

①	算定した加算の区分	介護職員処遇改善加算（ <u>I</u> II III IV V ）															
②	賃金改善実施期間	平成 31年 6月 ~ 令和 2年 5月															
③	平成31年度分（令和元年度）介護職員処遇改善加算総額	24,795,940円															
④	賃金改善所要額（i - ii）	24,795,965円															
	i) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額	203,308,819円															
	ii) 加算を算定しない場合（元々の賃金水準）の賃金総額	178,512,854円															
加算（I）の上乗せ相当分を用いて計算する場合																	
⑤	平成31年度分介護職員処遇改善加算総額（平成31年度の加算（I）と加算（II）の比較）	円															
⑥	賃金改善所要額（iii - iv）	円															
	iii) 平成31年度の加算（I）の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額	円															
	iv) 加算（II）を取得した場合の前年度の賃金の総額	円															
⑦	②の期間において実施した賃金改善の概要（改善した給与の項目及びその金額等について具体的に記載すること） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <th colspan="2">給与項目記号</th> </tr> <tr> <td>ア</td> <td>基本給</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>諸手当</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>賞与（一時金）</td> </tr> <tr> <td>エ</td> <td>法定福利費等</td> </tr> <tr> <td>オ</td> <td>その他</td> </tr> </table>	給与項目記号		ア	基本給	イ	諸手当	ウ	賞与（一時金）	エ	法定福利費等	オ	その他	給与項目記号	改善した給与項目・内容	金額（項目ごとの総額）	
		給与項目記号															
		ア	基本給														
		イ	諸手当														
		ウ	賞与（一時金）														
		エ	法定福利費等														
		オ	その他														
		オ	その他支給	24,795,965円													
		円															
		円															
		円															
		円															
		円															
		合計	24,795,965円														
⑧	介護職員常勤換算数(②の期間の総数)	890.7人															
⑨	介護職員一人当たり賃金改善月額(④÷⑧または⑥÷⑧)	27,838円															
⑩	介護職員に支給した賃金額(②の期間の総額)	203,308,819円															
⑪	介護職員一人当たり賃金月額(⑩÷⑧)	228,257円															

- ※ 計画において加算（I）の上乗せ相当分を用いて計算している場合は、実績においても加算（I）の上乗せ相当分を用いて計算すること。
- ※ 加算（I）の上乗せ相当分を用いて計算する際は、③及び④の代わりに⑤及び⑥を使用する。
- ※ ③又は⑤については、別紙様式5（添付書類1）により内訳を添付すること。
- ※ ⑩については、**積算の根拠となる資料**を添付すること。（賃金台帳又は介護職員賃金総額明細書のほか、これらに準ずる資料）
- ※ 他の都道府県に所在する複数の事業所等を一括して提出する場合は、添付書類2及び添付書類3を添付すること。
- ※ ④又は⑥については、賃金改善を伴う法定福利費の事業主負担の増加分に充当した場合は、その額を含む。
- ※ ③と④又は⑤と⑥を比較し、必ず④又は⑥が上回らなければならないこと。
- ※ なお、上記について虚偽の記載や、介護職員処遇改善加算の請求に関して不正を行った場合には、支払われた介護給付費の返還を求められることや介護事業者の指定が取り消される場合があるので留意すること。

上記について相違ないことを証明いたします。			
令和	年	月	日
(法人名)			印
(代表者名)			

介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算実績報告書 (令和 元 年度)

宮崎市長 殿

事業所等情報

介護保険事業所番号	
-----------	--

事業者・開設者	フリガナ 名称	シャカイブクシホウジン シュンセイカイ 社会福祉法人 春生会		
主たる事務所の所在地	〒	880-0921		
	宮崎 都・道 府(県)	宮崎市本郷南方5		
事業所等の名称	フリガナ 名称	別紙一覧表による		提供するサービス
	〒			
事業所の所在地	都・道 府・県			
	電話番号		FAX番号	
複数の事業所ごとに一括して提出する場合の一括して提出する事業所数		特定加算(I) (5)事業所		
※この場合、事業所等情報については、「別紙一覧表による」と記載すること。		特定加算(I) ()事業所		

①	算定した加算の区分	介護職員等特定処遇改善加算(① Ⅱ)		
②	賃金改善実施期間	令和 元年 12月 ~ 令和 2年 5月		
③	令和 元 年度分介護職員等特定処遇改善加算総額	4,313,750 円		
④	賃金改善所要額(i-ii)	4,313,817 円		
	i) 加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額	96,219,729 円		
	ii) 初めて加算を取得した月の前年度の賃金の総額	91,905,912 円		
⑤	経験・技能のある介護職員(①)における平均賃金改善額((iii-iv)/v)	109,774 円・5.4 人		
	iii) 加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額	7,524,906 円		
	iv) 初めて加算を取得した月の前年度の賃金の総額	6,932,124 円		
	v) 当該事業所における経験・技能のある介護職員の人数(常勤換算)	5.4 人		
	【そのうち、月額8万円の改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となった者	1 人】		
⑥	他の介護職員(②)における平均賃金改善額((vi-vii)/viii)	53,301 円・68.7 人		
	vi) 加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額	86,118,107 円		
	vii) 初めて加算を取得した月の前年度の賃金の総額	82,456,328 円		
	viii) 当該事業所における他の介護職員の人数(常勤換算)	68.7 人		
⑦	その他の職種(③)における平均賃金改善額((ix-x)/xi)	26,934 円・2.2 人		
	ix) 加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額	2,576,716 円		
	x) 初めて加算を取得した月の前年度の賃金の総額	2,517,460 円		
	xi) 当該事業所におけるその他の職種の人数(常勤換算又は実人数)	2.2 人		
	【そのうち、改善後の賃金が最も高額となった者の賃金	2,508,688 円】		
⑧	賃金改善を行った賃金項目及び方法(賃金改善を行う賃金項目(増額若しくは新設した給与の項目の種類(基本給、手当、賞与等)等)、賃金改善の実施時期や対象職員、一人当たりの平均賃金改善額について、可能な限り具体的に記載すること。なお、①の「経験・技能のある介護職員」の基準設定の考え方については、必ず記載すること。)	<p>・平成31年4月～令和2年3月までの介護実績に応じ、令和1年6月～令和2年5月までに介護職員等に対し「その他追加」として交付した。</p> <p>・5事業所全体の加算額合計を事業所全体の介護職員等に、指定の割合で按分して交付することとし、1ヶ月1人あたりの支給額は、経験・技能のある介護職員に約2万円、他の介護職員に約1万円、その他の職種に約5千円交付した。(按分割合・・・経験・技能のある介護職員:2 他の介護職員:1 その他の職種:0.5)</p> <p>【「経験・技能のある介護職員」の基準設定の考え方】</p> <p>介護福祉士資格を有する副主任以上の職員を第一優先とし、該当者がいない場合は、管理者又は勤続年数の長い職員とする。</p>		

- ※ ④ i)については、求められた場合に積算根拠となる資料を提出できるようにしておくこと。(任意の様式で可。)
- ※ ④については、法定福利費等の賃金改善に伴う増加分も含むことができる。
- ※ ④が③を上回らなければならないこと。
- ※ ④ ii)の計算に際しては、賃金改善実施期間の職員の人数と合わせた上で算出すること。すなわち、比較時点から賃金改善実施期間の始点までに職員が増加した場合、当該職員と同等の勤続年数の職員が比較時点にもいたと仮定して、賃金総額に上乘せする必要があることに留意すること。
- ※ 複数の介護サービス事業所等について一括して提出する場合、以下の添付書類についても作成すること。
 - ・ 添付書類1:都道府県等の圏域内の、当該計画書に記載された計画の対象となる介護サービス事業所等の一覧表(指定権者ごと)
 - ・ 添付書類2:各都道府県内の指定権者(当該都道府県を含む。)の一覧表(都道府県ごと)
 - ・ 添付書類3:計画書に記載された計画の対象となる介護サービス事業者等に係る都道府県の一覧表
- ※ 虚偽の記載や、介護職員等特定処遇改善加算の請求に関して不正を行った場合には、支払われた介護給付費の返還を求められることや介護事業者の指定が取り消される場合があるので留意すること。

上記について相違ないことを証明いたします。

令和 年 月 日

(法人名)

(代表者名)

印